４　第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

５　第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

６　第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（裁判書）

第十九条の三　民事執行の手続に関する裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判に係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

２　前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によつてする。

第二十条を次のように改める。

第二十条　特別の定めがある場合を除き、民事執行の手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第八十七条の二、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表第一の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一章中第二十一条の次に次の一条を加える。

（家庭裁判所における執行関係訴訟手続に関する特例）

第二十一条の二　第二十四条又は第三十三条から第三十五条までの訴えに係る事件であつて、家庭裁判所の管轄に属するものに関する手続（以下この条において「家庭裁判所における執行関係訴訟手続」という。）については、民事訴訟法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第百三十二条の六第三項、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百六十一条第三項第三号、第百八十五条第三項、第百八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項、第二百三十二条の二、第二百五十三条第二項、第二百六十七条第二項並びに第七編の規定は、適用しない。

２　家庭裁判所における執行関係訴訟手続における民事訴訟法の規定の適用については、別表第二の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

３　第十五条の二、第十六条第五項及び第十九条の二の規定は、家庭裁判所における執行関係訴訟手続について準用する。

第二十五条中「債務名義の正本」の下に「（債務名義に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）が裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下この条において単に「ファイル」という。）に記録されたものである場合にあつては、記録事項証明書（ファイルに記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したものをいう。以下同じ。）。以下同じ。）」を加え、同条ただし書中「強制執行は、その」の下に「債務名義の」を加える。

第二十八条第二項中「正本」の下に「又は記録事項証明書」を加える。

第二十九条中「債務名義又は」を「債務名義若しくは」に、「又は謄本」を「若しくは謄本又はその債務名義若しくは裁判に係る電磁的記録」に改める。

第三十二条第五項中「正本」の下に「又は記録事項証明書」を加える。

第三十三条第二項第三号中「第百三十二条の十第一項本文の規定による」を「第三百九十七条に規定する指定簡易裁判所の裁判所書記官に対してされた」に改め、「又は同法第四百二条第一項に規定する方式により記載された書面をもつてされた支払督促の申立て」及び「同法第四百二条第二項において準用する場合を含む。）」を削る。

第三十六条第三項中「正本」の下に「又は記録事項証明書」を加える。

第三十九条第一項第一号及び第二号中「正本」の下に「又は記録事項証明書」を加え、同項第四号中「若しくは調停の調書の正本又は労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第二十一条第四項の規定により裁判上の和解と同一の効力を有する労働審判の審判書若しくは同法第二十条第七項の調書の正本」を「の調書の正本又は電子調書（民事訴訟法第百六十条第一項に規定する電子調書をいう。第百六十七条の二第一項第四号において同じ。）の記録事項証明書」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二　強制執行をしない旨又はその申立てを取り下げる旨を記載した調停の調書又は労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第二十一条第四項の規定により裁判上の和解と同一の効力を有する労働審判書若しくは同法第七項の調書の正本

第三十九条第一項第六号及び第七号中「正本」の下に「又は記録事項証明書」を加える。

第七十六条第二項中「又は第五号」を「から第五号まで」に改める。

第八十五条第四項中「書証」の下に「又は電磁的記録に記録された情報の内容」を加える。

第九十条第六項中「正本」の下に「若しくは記録事項証明書」を加える。

第百五十六条第一項中「次項」を「以下この条及び第百六十一条の二」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　第三債務者は、第百六十一条の二第一項に規定する供託命令の送達を受けたときは、差押えに係る金銭債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託しなければならない。

第百五十七条第四項中「前条第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第百六十一条第一項中「換価を命ずる命令」の下に「（第百六十七条の十第一項において「譲渡命令等」と総称する。）」を加える。

第百六十一条の次に次の一条を加える。

（供託命令）

第百六十一条の二　次の各号のいずれかに掲げる場合には、執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、差押えに係る金銭債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託すべきことを第三債務者に命ずる命令（以下この条及び第百六十七条の十において「供託命令」という。）を発することができる。

一　差押債権者又はその法定代理人の住所又は氏名について第二十条において準用する民事訴訟法第百三十三条第一項の決定がされたとき。

二　債務名義に民事訴訟法第百三十三条第五項（他の法律において準用する場合を含む。）の規定により定められた差押債権者又はその法定代理人の住所又は氏名に代わる事項が表示されているとき。

２　供託命令は、第三債務者に送達しなければならない。

３　第一項の申立てを却下する決定に対しては、執行抗告をすることができる。

４　供託命令に対しては、不服を申し立てることができない。

第百六十五条第一号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第百六十六条第一項第一号中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。